

東金・九十九里波乗りハーフマラソンおもてなしホテル募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東金・九十九里波乗りハーフマラソン（以下「大会」という。）における、おもてなしホテルに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 おもてなしホテルとは、大会の趣旨に賛同する法人、その他団体及び個人（以下「法人等」という。）が、ランナー、同伴者及び観客（以下「ランナー等」という。）に、大会開催日を含む日の宿泊の場を提供し、ランナー等を歓迎するホテル（本要項においては、旅館業法（昭和23年7月法律第138号）に定めるホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業のことをいう。）のことをいう。

(募集期間)

第3条 おもてなしホテルの募集期間は、東金・九十九里波乗りハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定める。

(手続等)

第4条 おもてなしホテルに係る手続等は、別に定める「東金・九十九里波乗りハーフマラソン協賛取扱要項」（以下「協賛取扱要項」という。）の規定を準用するものとする。

2 実行委員会は、前項に定める協賛を行った法人等のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を、おもてなしホテルとして扱うものとする。

- (1) おもてなしホテルになることを希望するもの
- (2) 大会の当日を含む前日又は翌日に宿泊を提供するもの
- (3) 1万円以上の資金協賛を行ったもの
- (4) ホテルの所在地が、大会に参加するランナー等の利用が見込める地域にあるもの

(特典等)

第5条 おもてなしホテルには、協賛取扱要項に定める特典に加えて、次の各号に掲げる特典を与えるものとする。

- (1) 大会ホームページでの、おもてなしホテルについての掲示
- (2) ホテルが行うランナー等の会場までの送迎バスに対する、実行委員会が定める場所での乗降の許可
- (3) その他

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年9月21日から施行する。